20131211改訂_指定更新に関するQA集_横浜市.xls

サービス特有/共通	関連する書類名称など	質問事項	回答
共通	一般	書類の提出方法は。	郵送に限定しています。
共通	一般	申請書を郵送する際、指定書送付用の封筒を同封する必要はありますか。	横浜市では現在、指定書送付用の封筒は求めておりませんの で、同封は不要です。
共通	一般	更がなければ省略可能」となっています。	変更届を提出している場合、その内容が現在の届出内容になります。 そのため、すでに変更届を提出している内容から変更がなければ、今回提出の必要はありません。
共通	一般	「申請書類一覧」に記載されている▲のものは、変 更がなくても提出するのですか?	▲のものは、該当がある場合は必須となる書類です。 該当がある場合、変更の有無にかかわらず提出となります。
共通	一般	平成26年3月に当事業所の指定期間が満了します。 申請時期はいつになりますか。	通常は指定有効期間満了日が属する月の前月ですが、満了日が属する月が3月・9月の場合は取扱いが異なります。 具体的には「指定更新_申請期間一覧」でご確認ください。
共通	指定更新申請書	「同一の法律において他に指定を受けている場合」の欄には、他の市で指定を受けている場合も記載しますか? また、複数指定を受けている場合、どこを記載しますか?	横浜市内において、今回の申請とは別の指定障害福祉サービス事業所の指定を受けている場合に記入します。 複数ある場合は、そのうちの一つを記入します。
共通	指定更新申請書	当法人は有限会社です。この場合、「法人所轄庁」の欄は、どのように記載しますか?	営利法人の場合、「法人所轄庁」欄には記載不要です。
共通	付表(一般)	当事業所では、サービス提供責任者が5名いますが、付表のサービス提供責任者の記載欄が1名分しかありません。 この場合、欄を追加したりしますか?それとも付表を5枚作成しますか。	付表のサービス提供責任者の記載欄については、どなたか 1 名記載していただけば結構です。 この取り扱いは、サービス管理責任者の場合も同様です。

サービス特有/共通	関連する書類名称など	質問事項	回答
共通	付表 (一般)	加算欄の記載について教えてほしい。うまく印刷さ れないものがある。	付表の注意書きにもありますように、指定更新時にご提出いただく付表に関しては、加算の欄は記載しないでください。 加算に関する変更が生じた場合は別途体制届の申請が必要です。
共通	付表(一般)		多機能型として指定を受けているサービスすべてに添付する 必要があります。質問の場合、生活介護・就労継続支援B型 それぞれに添付してください。
共通	別紙1 他の法律において既に指定を受けている事業等について	医療法や精神保健法、健康保険法等も記載する必要がありますか。	ここで言う他法とは、横浜市内における、介護保険法における指定や児童福祉法における指定等、障害者総合支援法での指定に関わりのあるものを指しています。 そのため、ご質問にあった法律に基づく指定については記載不要です。
共通	別紙1 他の法律において既に指定を受けている事業等について		基本的には、横浜市内における、他の法律の指定を受けている事業所を記載することになっています。 ただし、該当が非常に多い場合などは、今回申請する事業所と同一の場所で、他の法律で指定されている事業所を記載していただけば結構です。
共通	勤務形態一覧表 (別紙2-1、2-2)	これはいつの実績を記載するのですか。	申請に添付する勤務形態一覧表は、具体的な実績を記載するものではなく、標準的1か月(4週として祭日などは含めない)の勤務体制について、現在の事業所の勤務表に即して記載するものです。 直近の内容として記載してください。
共通	建物賃貸借契約書写し	賃貸の場合、契約書の写しが必要とあるが必要な部分のみのコピーでもいいのでしょうか。それとも全ページのコピーが必要なのでしょうか。	基本的に全体分のコピーが必要となります。 ただし、契約書に図面や設備の一覧が添付されている場合、 その部分は不要です。また、重要事項説明書についても不要 です。

サービス特有/共通	関連する書類名称など	質問事項	回答
共通	定款・登記事項証明	出項目になっています。 この場合、履歴事項全部証明書については、すべて	同一法人でも事業所毎の申請・指定となりますので、それぞれに原本を添付してしていただくのが基本です。(同一の事業所で複数のサービスを実施している場合、重複する書類は1部で可。) ただし、同一法人で、同時に指定更新を行う事業所が複数ある場合、すべての事業所分の申請書をまとめて郵送する場合に限り、「一つの申請書に原本を添付し、他の申請書には複写を添付」でも可とします。 複写には、余白に「原本は(事業所番号・事業所名)の指定更新申請書に添付」と必ず明記してください。(例 「原本は、1410109999 健康福祉事業所の指定更新申請書に添
共通		今回の指定更新の対象となる事業所が当法人内で複数か所あります。 指定更新に関する誓約書、参考様式9-1,9-4の誓約書・同意書、参考様式9別紙の役員等名簿は、事業所毎に同じものとなりますが、すべて原本でなければならないでしょうか。	付」) 同一法人でも事業所毎の申請・指定となりますので、それぞれに原本を添付してください。 なお、同一の事業所で複数のサービスを実施している場合、 重複する書類は1部で結構です。
共通	参考様式9別紙 (役員等名簿)	当法人の役員で、住所が遠方の方が数名います。 参考様式9別紙の役員等名簿の押印について、1枚にすべて集めるのが難しいので、遠方の方について は別紙で提出してもよろしいでしょうか。	基本的には1枚(該当の方が多い場合は複数枚)にまとめて 押印していただきますが、諸般の事情でどうしてもまとめられない場合は、押印が複数枚になっても結構です。 なお、役員等名簿には該当事業所の管理者も記名・押印が必 要ですのでご注意ください。
共通	損害賠償責任保険証書	損害賠償責任保険証書にはいろいろな種類がありま すが、対象は何になりますか。	不慮の事故等に備えたものですので、事業を行っていて、利用者や第三者に損害を与えた場合の賠償に関する保険になります。 なお、申請時点が保険期間に含まれている事、申請の事業所が加入していることがわかる事が必要です。

20131211改訂_指定更新に関するQA集_横浜市.xls

サービス特有/共通	関連する書類名称など	質問事項	回答
共通	既存の指定書	今回更新する事業所の、既存指定書の原紙は当方で保管したままでよいのでしょうか? それとも、指定更新の際、一緒に返送するものでしょうか?	現在、横浜市では、指定更新時に現行の指定書について回収 はいたしておりません。 現行の指定書について、有効年月日終了以降は不要となりま す。その後の取扱いは適宜ご判断くださって結構です。
居宅介護・ 重度訪問介護	申請書	居宅介護と重度訪問介護サービスを行っています。 それぞれに申請書を作成するのですか。	同一事業所で居宅介護と重度訪問介護の場合に限り、1申請 書で申請できます。
居宅介護 · 重度訪問介護	申請書	「居宅介護と重度訪問介護の場合に限り、1申請書 で申請できる」とありますが、申請書の事業等の種 類欄はどちらかしか選べません。	プルダウンメニューで両方のサービスが選択できない様式等は「居宅介護」で提出してください。 他の様式等でサービス内容を直接記載できる部分に関して は、「居宅介護・重度訪問介護」と記載してください。
居宅介護 · 重度訪問介護	勤務形態一覧表 (別紙2-1)	当事業所では、居宅介護・重度訪問介護・同行援護の他に、介護保険(訪問介護・介護予防訪問介護) も行っています。この場合、勤務時間は分けなければいけませんか。	同一の訪問系事業所で、障害と介護の指定を受けている場合、勤務時間は分ける必要はありません。 なおこの適用は、すべての介護の指定ではなく、訪問介護・ 介護予防訪問介護に関するものであることにご注意ください。
居宅介護・ 重度訪問介護	資格証明書の写し	資格者証の写しはこれまでに提出していない人だけ でよいですか。	これまでに提出されていない方について提出してください。
居宅介護・ 重度訪問介護	資格証明書の写し	「資格者証の写し」を提出する場合に、資格者証の 氏名が旧姓の場合の取り扱いはどうしますか。	「資格証の写し」の余白欄に現在の氏名を記入してくださ い。
共同生活介護・援助	申請書	当事業所では共同生活介護と共同生活援助を一体的に実施し、両方の指定を受けています。 申請書ではそれぞれしか選択できない書式になっていますが、申請書を共同生活介護、共同生活援助 それぞれ一部ずつ別に作成するのでしょうか?	申請書・付表についてはそれぞれ提出が必要です。なお、同 一の事業所で複数のサービスを実施している場合、重複する 書類は1部で結構です。

20131211改訂_指定更新に関するQA集_横浜市.xls

サービス特有/共通	関連する書類名称など	質問事項	回答
共同生活介護・援助	参考様式1~3、外観及び内部 写真	例) Aホーム、Bホーム、Cホームを運営していて、指定を受けた後、Aホームにのみスプリンクラーを設置した場合。 ① Aホームのみ様式記入及び写真等提出 ② A ~ Cホーム全てにおいて様式記入及び写真等提出。 上記①、②どちらが適用になりますか。	①のAホームのみ提出となります。
共同生活介護・援助	建物賃貸借契約書写し	今回申請する事業所は、住居が10棟あり、すべて賃貸です。この場合、すべての住居の賃貸借契約書の写しが必要ですか。	すべての住居の賃貸借契約書の写しが必要です。
共同生活介護・援助	付表 7	共同生活介護と共同生活援助を一体的に実施し、両方の指定を受けています。申請書・付表についてはそれぞれ提出が必要とのことですが、付表7に関してはまったく同じものを提出すればいいですか?	共同生活介護と共同生活援助を一体的に実施している場合、付表7の内容はほぼ重複すると思われますが、申請する事業名称が違うこと・利用定員(住居ごとも含む)については、サービスごとに設定していただいていますので、少なくとも何か所かは内容が違うと思われます。
共同生活介護・援助	付表7 居室数について	居室数の範囲について質問です。 ・体験入居部屋(横浜市事業) ・世話人部屋 ・当直室 上記は居室数に含まれますか。	すべて含まれません。